

「地域密着型サービス」ってナニ？

地域密着型サービスは、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で生活をするために、比較的小規模な事業所で、利用する方のニーズに沿って地域の特性に応じた柔軟なサービスが提供されます。

なお、原則として現在お住まいの市町村にある事業所のサービスのみ利用することができます。

＜令和3年4月1日時点＞

サービス名	事業所数	サービス内容
認知症対応型通所介護	1	認知症の高齢者が食事、入浴などの介護、機能訓練が日帰りで受けられます。
地域密着型通所介護	7	定員18名以下の小規模なデイサービスセンターで、食事、入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。
小規模多機能型居宅介護	2	小規模な住居型の施設への通いを中心としながら訪問や施設での短期間の宿泊などを組み合わせて食事、入浴などの介護や支援が受けられます。
看護小規模多機能型居宅介護	1	小規模多機能型居宅介護と訪問看護の機能を有し、通所・訪問・短期間の宿泊で介護や看護のサービスを受けられます。
認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	8	認知症の高齢者が共同で生活できる住居で食事、入浴などの介護や支援、機能訓練が受けられます。
地域密着型特定施設入居者生活介護	1	定員29人以下の小規模な介護専用の有料老人ホームなどで食事、入浴などの介護や機能訓練が受けられます。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1	常に介護が必要で、自宅では介護ができない方が対象の定員29人以下の小規模な施設です。食事、入浴、排せつなど日常生活の介護や機能訓練、健康管理が受けられます。(原則要介護3以上の方)

※事業所の名称や所在地については、介護保険事務所ホームページ等でご確認ください。